

## 195. 県民所得に対する税負担……(昭和34~40年度)

(単位 金額 100万円) 国税は東京国税局, 県税は税務課, 市町村税は地方課の資料により統計課において算出作成した。

年 度	県民所得	国 税		県 税		市 町 村 税		県民1人当たり税額(円)			
		税 額	負担率 (%)	税 額	負担率 (%)	税 額	負担率 (%)	計	国 税	県 税	市町村税
昭和34年度	208 612	10 934	5.2	3 817	1.8	6 254	3.0	9 210	4 792	1 673	2 745
35	247 486	14 046	5.7	4 751	1.9	7 029	2.8	11 199	6 091	2 060	3 048
36	318 357	18 042	5.7	6 181	1.9	8 381	2.6	13 821	7 648	2 620	3 552
37	376 164	18 649	5.0	8 598	2.3	10 937	2.9	15 707	7 671	3 537	4 499
38	455 485	22 797	5.0	10 991	2.4	12 675	2.8	18 453	9 054	4 365	5 034
39	540 997	29 108	5.4	13 820	2.6	15 702	2.9	22 455	11 148	5 293	6 014
40	635 040	33 388	5.3	16 590	2.6	18 461	2.9	25 329	12 357	6 140	6 832

資料 統計 課 注) 1. 「県民1人当たり税額」にもちいた人口は国勢調査人口または推計人口

2. 国税は県内税務署で取扱った徴収決定額に本県より東京都へ通勤する勤労者の所得から源泉徴収される所得税(推計)をプラスした額から, 東京都より県内へ通勤する勤労者の所得税(推計)をマイナスしたものを国税額とした。なお, 所得税の推計は県統計課において行なったものである。